

短期入所生活介護運営規程

社会福祉法人愛知育児院

特別養護老人ホーム南山の郷指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛知育児院が設置経営する特別養護老人ホーム南山の郷（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム南山の郷
- (2) 所在地 名古屋市昭和区南山町5番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、同一敷地内の他事業所との兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

一、副施設長 2名（常勤2名、うち1名は介護支援専門員との兼務）
施設長を補佐し、施設の業務遂行にあたる。

二、医師 2名（嘱託医 内科1名、精神科1名）

医師は、利用者の健康管理及びその指導を行う。

三、生活相談員 3名（常勤専従2名、常勤兼務1名）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

四、看護職員及び介護職員

看護職員 8名（常勤専従4名、常勤兼務1名（デイサービス看護職員との兼務）、非常勤専従3名）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

介護職員 44名（常勤専従39名、常勤兼務1名（介護支援専門員との兼務）、非常勤専従4名）

介護職員は、短期入所生活介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

五、栄養士 1名（常勤専従）

栄養士は、献立作成、栄養量計算、及び給食記録を行い、給食業務に従事する。

六、機能訓練指導員 2名（常勤専従1名、非常勤専従1名）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

七、調理員 6名（常勤専従5名、非常勤専従1名）

調理員は、利用者に対する給食の業務を行う。

従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行う。

（3）事務職員 2名（常勤専従）

必要な事務を行う。

（4）清掃職員 1名（非常勤専従）

（5）洗濯職員 2名（非常勤専従）

（6）運転士 1名（非常勤専従）

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

（1）併設利用型 20名（多床室 14名、従来型個室 6名）

（2）空床利用型 特別養護老人ホームの定員80名以内（多床室 62名、従来型個室 18名）

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、当該サービスについて厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

- (1) 事業の実施地域を越えてから、片道10キロメートル未満 325円
- (2) 事業の実施地域を越えてから、片道10キロメートル以上 1キロメートルを超える毎に33円加算

3 その他の費用

事業所は前1項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 滞在費 多床室 370円(4室)(1日当り)
平成27年8月1日より第4段階以上の方は840円(1日当り)
従来型個室 1,150円(6室)(1日当り)
- (2) 食費は1,380円(朝食250円、昼食610円、夕食520円)を徴収する。
ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額と実費とを比較して低い額を一食あたりの料金とする。
- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
行事食等(敬老会、夏祭り、寿司の日、バイキング食等) 要した費用の実費
- (4) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用 実費
- (5) 電気料金 テレビ等(1品目) 35円(1日)
暖房器具(1品目) 40円(1日)
- (6) 理美容代 実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当っては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の送迎事業の実施地域)

第8条 通常の送迎事業の実施地域は、名古屋市全域の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛知育児院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月1日から施行する。

この規程は、平成16年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成19年 6月1日から施行する。

この規程は、平成20年 6月1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

この規程は、平成21年 6月1日から施行する。

この規程は、平成22年 6月1日から施行する。

この規程は、平成23年 6月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 6月1日から施行する。

この規程は、平成25年 6月1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月1日から施行する。